

別表 1 三八上北森林管理署健康診断等の検査要領

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	1 既往歴及び業務歴 (問診、視診、しよく触)	4 3 人	既往症及び業務歴、治療歴、服薬歴、喫煙歴等について調べる。 また、体格、骨格、筋肉等の発育状況、栄養状態、貧血の有無、運動器の異常、その他疾病等について問診、視診、しよく触により調べることとし、特に次の患者に注意する。 (1) 統合失調症、てんかん、麻薬あるいはアルコール中毒その他精神神経系の疾患 (2) 結核性疾患、感染症その他 (3) ぜんそく、その他アレルギー疾患 (4) 肝脾疾患、胃、十二指腸疾患 (5) 高血圧、心臓病、腎臓病、糖尿病 (6) トラコーマ、白内障、緑内障、その他の眼疾患 (7) 外傷歴、手術歴、神経痛、リュウマチ、性病等 (8) 前歴職業に関連のある職業病	
	2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	4 3 人 (腹囲 3 3 人) ※腹囲については 35 歳時及び 40 歳以上で BMI20 以上の職員。ただし、妊娠中の女性職員その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された職員は除く。	(1) 身長測定については身長計を背にして立ち、両足のかかとをつけ、足先を 30 度ないし 40 度開き、かかと、しり、背部の三点を身長計柱に接触し、ひざ、背及び頭をのばし、あごを引いた姿勢で測定する。 (2) 体重測定については体重計を水平に固定し、なるべく脱衣させ、台板の中央に静止して測定する。また、着衣のまま測定した場合には、その着衣の重量を差引く。 (3) 視力については試視力表を用い、試視力表から 5 m の位置に立たせて実施する。試視力表の高さは眼の高さとし、試視力表の照度より低くしなければならない。検査は片目ずつ裸眼視力及び眼鏡を用いた矯正視力を検査する。 (4) 聴力についてはオージオメーターにより、周波数 1,000 ヘルツと 4,000 ヘルツについて検査する。	身体の計測において、BMI を次の算式により算出する。 体重 (kg) / (身長 (m)) ² スクリーンスコープ等の機器により検査してもよい。
	3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	4 3 人	問診時に自覚症状、他覚症状の有無について調べる。	
	4 胸部エックス線検査	4 3 人	原則として、エックス線間接撮影とする。フィルムは 100mm×100mm で 1 枚どりとし、肺がんの胸部エ	デジタル撮影も可能。

	※すでに胸部結核検査の結果、生活指導区分がされている職員以外の職員(妊娠中の女性職員を除く)	ックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することにより行う。	胸部エックス線検査(間接、直接)において医師が必要と認めた者に対しては、心陰影の異常の有無、動脈硬化の有無についても検査する。
5 喀痰細胞診	1人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数600以上の者	専用容器に採取(3日法)した痰を蓄痰細胞診YM式によって実施する。	喫煙指数=1日の平均喫煙本数×喫煙年数
6 血圧の測定、血糖検査 並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	43人 ※血糖検査については35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員	(1)血圧測定については水銀血圧計等により検査することとし、排尿させた後、深呼吸数回を含め5分以上安静をとらせ、椅子にすわった姿勢で肘間接を十分伸展させ、右腕の肘を心臓の高さに一致させて測定する。 (2)尿検査については試験紙法等により尿中の糖、蛋白及び潜血の定性試験その他必要な検査を行う。	
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数及び腫瘍マーカー(CEA及び高感度PSA)の検査	心電図43人 血液検査43人 35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員 ※CEAの検査については40歳以上の職員、高感度PSAの検査については50歳以上の男性職員 31人	(1)心電計は12誘導(四肢誘導、単極誘導、胸部誘導)とする。 (2)貧血の検査は、血色素量、赤血球数及びヘマクリット値を検査する。 (3)腎機能の検査は、血液中クレアチンを検査する。 (4)膵機能の検査は、血液中アミラーゼを検査する。	
8 胃の検査	36人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員(妊娠中の女性職員を除く)	原則としてエックス線間接撮影とし、フィルムは100mm×100mmで6枚どりとする。	デジタル撮影も可能。
9 肝機能検査	43人 ※35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員	血液中のGOT、GPT、r-GTPを検査する。	

	10 便潜血反応検査	43人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員	連続する二日間に採取（それぞれ別）した糞便中の潜血（ヘモグロビン）反応を検査する。	
--	------------	--------------------------------	---	--

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	11 眼底、眼圧及びドライ アイの検査	30人 ※情報機器作業に従事する職員の うち希望者。	（１）眼底検査については直像式電気検眼鏡等により検査する。 （２）眼圧については非接触型眼圧計により検査する。 （３）ドライアイについては涙液の量の測定により検査する。	
	12 子宮がん及び乳がんの 検査	10人 ※35歳以上の女性職員及び希望す る女性職員	（１）子宮がん検査については問診及びスメアーにより検査する。 （２）乳がん検査については問診、レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコー）により検査する。	
	13 検査要領欄の（１）～ （６）に掲げる検査	※備考欄のa～dの検査のいずれ の項目にも異常の所見があると診 断された職員における場合に限る。	（１）空腹時の血中グルコースの量の検査 （２）ヘモグロビンA1c検査 （３）微量アルブミン尿検査（第6項の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る） （４）負荷心電図検査又は胸部超音波検査 （５）頸部超音波検査 （６）空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時中性脂肪検査	a 腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか1項目以上） b 血圧の測定 c 血糖検査 d LDLコレステロール検査又はHDLコレステロール検査もしくは中性脂肪検査（いずれか1項目以上）
	14 第1項から第12項まで の検査の結果必要と認め られる検査	※医師が必要と認められる場合に 限る。	（１）肝炎に罹患した可能性があるとされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する 肝炎ウィルス検査 （２）その他必要と認められる検査	